

鹿児島県
宿泊施設感染防止対策支援事業
【小規模支援事業】

申請要領

令和2年8月

鹿児島県 観光課

【提出先・問合せ先】

鹿児島県感染防止対策支援事業事務局

〒892-0835 鹿児島市城南町45-1

コールセンター：099-213-9192

受付時間：午前9:00～17:00（土日祝除く）

ホームページ：

<http://www.pref.kagoshima.jp/af08/r2-kansenboushi-taisaku-hozyokin.html>

目次

I	感染防止対策支援事業の概要（宿泊施設向け）【小規模支援事業】	
1	概要	P 1～3
2	Q & A	P 4～5
II	申請における注意事項	P 6
III	主な申請書類及び記入方法	
1	申請書送付状（宿泊施設小規模支援事業）	P 7
2	<u>宿泊施設（小規模支援事業）感染防止支援事業費補助金 交付申請書及び交付請求書</u>	P 8～9
3	添付書類例（レシート・領収証）	P 10～11
IV	添付書類の例	
1	営業許可証（宿泊施設）	P 12～15

感染防止対策支援事業費補助金（宿泊施設向け）

～小規模支援事業～

補助率
10/10

1 事業の目的

新型コロナウイルス感染拡大防止と経済活動の両立を図るため、県内の宿泊事業者を対象に、安心安全確保のための取組や新型コロナウイルス収束後の事業回復を見据えた取組に対して支援を行うことを目的とする。

2 補助金対象者

補助金の交付目的となる宿泊施設を経営するものであって、次のいずれにも該当するもの。

- ① 旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 3 条第 1 項の許可を受けて行う同法第 2 条第 2 項から第 3 項の営業に係る施設及び住宅宿泊事業法（平成 29 年法律第 65 号）第 3 条第 1 項の届出書を提出して行う同法第 2 条第 3 項の営業に係る施設であること。
- ② 鹿児島県内で経営する宿泊施設であること。
- ③ 法人又は個人が過去にこの補助金の交付を受けたことがないこと。
- ④ 代表者、役員又は従業員が、鹿児島県暴力団排除条例（平成 26 年鹿児島県条例第 22 号）第 2 条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団関係者でないこと。

3 補助率・補助上限額

補助率：10/10 以内

補助上限額：1 施設あたり上限 40 万円

4 補助対象経費

次表に掲げる物品購入費又は外注費（いずれも消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）のうち、令和 2 年 4 月 1 日（水）から令和 2 年 10 月 31 日（土）までの間に購入又は実施し、かつ同日までに支払いがなされたもの

※ 物品の購入・発注は、可能な限り、鹿児島県内で行うこと。

(1) 物品購入費

分野	コード	対象品目
①消毒費用	101	除菌剤の噴霧装置
	102	オゾン発生装置
	103	次亜塩素酸水生成器
	104	紫外線照射機
	105	消毒液（高濃度エタノール製品（60%以上）等を含む。）
	106	除菌マット
	107	足踏み式消毒液スタンド
②マスク費用	201	マスク
	202	ゴーグル

	203	フェイスシールド
	204	ヘアネット
③清掃費用	301	手袋
	302	ゴミ袋
	303	石けん
	304	洗浄剤
	305	漂白剤
④飛沫対策費用	401	アクリル板
	402	ビニールカーテン
	403	透明ビニールシート
	404	防護スクリーン
	405	パーティション
	406	カラーコーン, コーンバー
	407	ベルトパーティション
	408	フロアマーカ
⑤換気費用	501	換気扇
	502	網戸
	503	サーキュレーター
	504	扇風機
	505	空気清浄機
	506	加湿器
⑥その他衛生管理費用	601	トイレ用ペーパータオル
	602	使い捨てアメニティ用品
	603	部屋食用の消耗品（皿, コップ, スプーン, 割り箸, おしぼり等）
	604	ルームサービスワゴン
	605	体温計
	606	サーモカメラ
	607	コイントレー
	608	非接触ドアオープナー
	609	セルフレジ
	610	自動券売機
⑦PR費用	701	感染防止のための店舗の取組や来客への注意喚起を目的としたポスター・チラシの印刷費

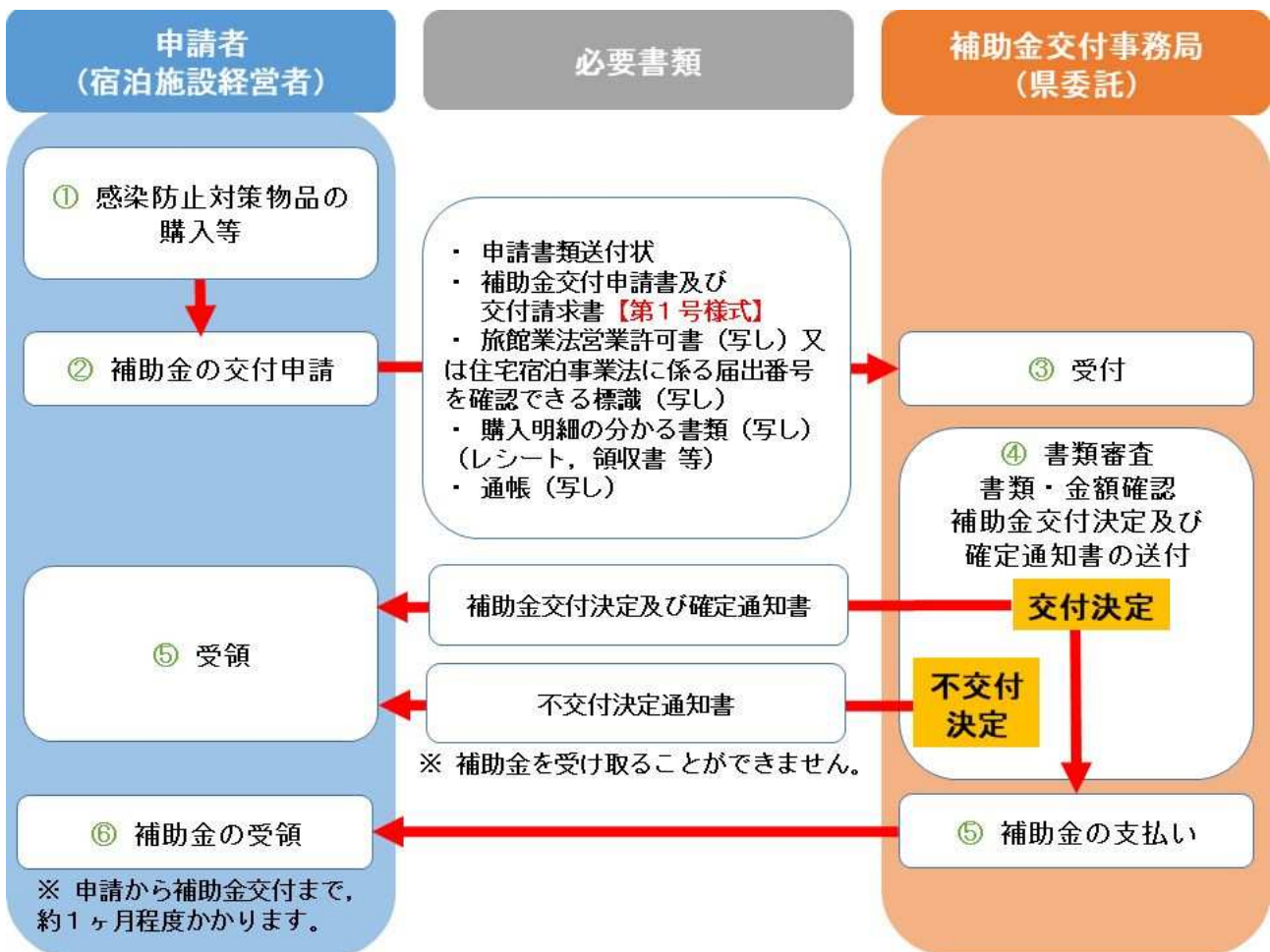
(2) 外注費

分野	コード	対象品目
①外注による発注	901	消毒作業
	902	清掃作業
	903	ユニフォームのクリーニング
	904	感染防止のための店舗の取組や来客への注意喚起を目的としたポスター・チラシの印刷発注

5 申請期間

令和2年8月24日（月）から令和2年11月2日（月）まで（消印有効）

6 申請の手続きフロー図



7 申請書等の入手方法

- (1) 鹿児島県庁のホームページ (ホーム > 事業者の方々 > 健康・福祉 > 健康・医療 > 新型コロナウイルス感染症 > 事業者向け情報 > 宿泊施設の感染防止対策支援)
- (2) 鹿児島県庁観光課及び各地域振興局・支庁総務企画課, 各離島事務所総務課 (係)

8 申請方法

- (1) 郵送 (新型コロナウイルス感染防止の観点から、持参による申請は受け付けません。)
 - ※ 簡易書留やレターパックなど申請者が郵便物の到達を確認できる方法で送付してください。(郵送途中の紛失については、当方は一切責任を負いかねます。)
 - ※ 封筒には差出人の住所及び氏名を必ずご記入ください。送料は申請者による負担となります。

<宛先>
 〒892-0835 鹿児島市城南町 45-1
 鹿児島県感染防止対策支援事業事務局 宛て

宿泊施設感染防止対策支援事業（小規模支援）に係るQ & A

(1) 補助金対象者について		
1	県外に本社があり、施設は県内だが補助対象の施設となるか。	対象施設が県内にあることが条件であるため、補助対象の施設となります。
2	大企業でも補助対象の施設となるか。	補助対象の施設となります。
3	2つ以上の施設を営業しているが、それぞれ補助対象の施設となるか。	営業許可書を受けているそれぞれの宿泊施設が補助対象となります。この場合、申請しようとする全ての宿泊施設をまとめて1件として申請しなければなりません。
4	ホテル内で営業しているテナント（飲食店）は宿泊業の補助対象の施設の一部となるのか。	宿泊業の補助対象の施設の一部となりません。飲食店の補助対象施設となります。
5	ホテルの施設内でホテルの事業者が経営している飲食店は、宿泊業の補助対象の施設の一部となるのか。	同一事業者であれば、宿泊業の補助対象の施設の一部となります。（飲食店の補助対象とはなりません。重複しての申請は不可。）
6	現在建設中のホテルは補助対象の施設にはならないのか。	条件付きで補助対象の施設となります。 ①対象機器等の購入が4月1日以降であること。 ②申請期間内に旅館業法の許可を取り申請をすること ③申請期間内に対象機器等の購入・支払いを終わらせること。 ④令和2年度内にホテルを開業すること。 以上の4点を条件に補助対象の施設です。
(2) 補助対象経費について		
1	コロナ対策としてリースの備品を導入したが、補助対象となるか。	本事業は物品購入を対象としているので、補助対象となりません。
2	換気扇の設置工事費用は補助対象となるか。	補助対象になります。
3	除湿器は補助対象となるか。	現在、コロナ対策として実施されているのは「加湿」であるため、除湿器は補助対象外となります。
4	インターネットで対象機器を購入した費用は、補助対象となるのか。	補助対象となります。
5	夫婦で宿泊業を営んでおり、旅館業の許可書は夫となっている。領収書の宛名を妻の名前とした場合、申請書類に添付する領収書として取り扱えるか。	取り扱いできません。許可書の許可者と領収書の名義は同じでなければなりません。
6	法人で宿泊業を営んでおり、旅館業の許可書は法人名義となっている。領収書の宛名が社長名である場合、申請書類に添付する領収書として取り扱えるか。	取り扱いできません。許可書の許可者と領収書の名義は同じでなければなりません。
7	送料などの手数料は、補助対象経費となるか。	送料、振込手数料、代引手数料は補助対象経費となります。
8	特定の備品を多数購入しても、全ての購入費用が補助対象となるか。	全て補助対象とならない場合があります。宿泊施設の規模に応じて、年度内に消費できないと思われる場合は、補助期間内の必要数を確認し減額する可能性があります。

9	オークションサイト、フリーマーケットサイトで補助対象リストの物品を購入した分は、補助対象経費となるか。	補助対象経費にはなりません。
10	個人間で補助対象リストの物品を売買した場合の購入費は、補助対象経費となるか。	補助対象経費にはなりません。
11	ルームエアコンの購入、設置は補助対象になるか。	補助対象経費にはなりません。
12	ロールカーテンを飛沫対策のため購入したいが、補助対象になるか。	補助対象経費にはなりません。
13	ルームエアコン、換気扇の清掃費用は補助対象になるか。	清掃作業を外注するものであれば、補助対象経費になります。
14	食器洗浄機は補助対象になるか。	補助対象経費にはなりません。
15	オゾン水生成器は補助対象になるか。	補助対象にはなりません。
(3) 交付について		
1	申請後、振り込まれるまでどの程度日数がかかるか。	申請書及び請求書の関係資料一式を受領後、不備がない場合は、1ヶ月以内を目処に対応します。
2	申請者と交付先の口座名義が違って、補助金は交付されるか。	交付できません。申請者と補助金交付先の口座名義は同じでなければなりません。
3	交付について、事前に支払いを受けることのできる概算払いの制度はあるか。	概算払いは行いません。事後の精算払いのみです。
(4) 申請手続きについて		
1	申請する事業費は税抜き費用で申請すれば良いか。	消費税及び地方消費税を除いた費用で申請ください。
2	宿泊施設用と個人用をまとめて購入した場合の領収書は申請書類の添付する領収書として取り扱ってもらえるのか。	取り扱いできません。宿泊施設分だけの領収書等をご準備下さい。
3	複数回にわたって対象機器等を購入した場合でも、1回にまとめて申請できるか。	申請できます。
4	50万円分を購入し、そのうち40万円分を申請したが、交付決定額は30万円だった。追加で10万円分申請してよいか。	申請は1回のみです。追加申請はできないため、あらかじめ上限額を超えた分まで申請してください。
5	領収書だけでよいか。明細も必要か。	一式など詳細が確認できない領収書等の場合、明細（納品書等）も提出してください。
6	レシートも挙証書類となるのか。	補助対象の品目が明記されていれば、レシートも挙証書類となります。
7	領収書、レシート等の提出はコピーでよいか。また、明細も必要か。	原本ではなくコピーを提出してください。複数の物品を同時に購入した場合、明細（納品書等）のコピーも提出してください。
8	国の補助（持続化補助金）・市町村で同様の助成制度があるが、併用しての申請はできるか。	申請できます。併用する補助金を交付している国・市町村に併用可能か確認した後、事業費の全額から補助を差し引いたときの残額か、本事業の補助額上限のどちらか低い額が補助額となります。

～申請における注意事項～

宿泊施設向け補助金（小規模支援事業）

- ・ 申請日は令和2年8月24日から令和2年11月2日までの期間内であるか。
- ・ 旅館業法の許可又は住宅宿泊事業法の届出が添付してあるか。
- ・ 許可書の「取得者住所・氏名」「施設の名称」は申請書の内容と一致するか。
- ・ 複数の宿泊施設を運営している場合、申請しようとする全ての宿泊施設をまとめて1件として申請しているか。
- ・ 誓約事項にチェックがあるか。
- ・ 補助対象経費は税抜額が記載されており、その合計額は正しいか。
- ・ 交付申請額は算定方法に基づき、1,000円未満切り捨てになっているか。
- ・ 領収書又はレシート（写し）が添付されているか、金額は申請書の内容と一致しているか。
- ・ 品目は補助対象経費として1～2ページに掲げるものに該当するか。
- ・ 実施した日付は令和2年4月1日から令和2年10月31日までの期間内であるか。
- ・ 領収書の宛名が記載されている場合、宿泊施設事業者又は宿泊施設名と一致するか。
- ・ 対象の範囲外の内容が含まれていないか。
- ・ 口座の名義は申請者と一致するか。
- ・ 口座名義のフリガナが付されているか。

申請者と営業許可書取得者が異なっている場合、追加資料を求める場合があります。

記入例（宿泊施設事業者用）

【小規模支援事業】

受付番号

※記入不要です

申請書類送付状（宿泊施設小規模支援事業）
（申請者による書類チェックシート）

書類が添付されているか記載内容に誤りや漏れがないか、ご確認の上、□にチェック✓を入れて、申請書類の一番上になるように並べてください。

【申請書類一式】

- 1 鹿児島県宿泊施設感染防止対策支援事業費補助金交付申請書及び交付請求書（第1号様式）
- 2 旅館業法の許可書の写し、又は住宅宿泊事業法の標識の写し
- 3 補助対象経費の支払証拠書類（購入明細の分かるレシート、領収書等の写し）
- 4 振込先口座がわかる通帳等の写し（通帳の表紙の裏の見開き：カタカナでの名義・口座番号等が記載されているページ）
〔※振込先の口座は申請者ご本人の口座に限ります。
法人の場合は当該法人の口座に限ります。〕

【申請内容】

- 1 申請日は令和2年8月24日から令和2年11月2日までの期間内であるか。
- 2 旅館業法の許可又は住宅宿泊事業法の届出が添付してあるか。
- 3 複数の宿泊施設を営んでいる場合、申請しようとする全ての宿泊施設をまとめて1件として申請しているか。
- 4 許可書の「取得者住所・氏名」「施設の名称」は申請書の内容と一致するか。
- 5 誓約事項にチェックがあるか。
- 6 補助対象経費は税抜額が記載されており、その合計額は正しいか。
- 7 交付申請額は算定方法に基づき、1,000円未満切り捨てになっているか。
- 8 領収書又はレシート（写し）の金額が申請書の内容と一致しているか。
- 9 領収書又はレシートには、補助対象経費となる品目を丸や色付け等で明記し、補助対象経費一覧の該当するコードを記入しているか。
- 10 実施した日付は令和2年4月1日から令和2年10月31日までの期間内であるか。
- 11 領収書の宛名が記載されている場合、宿泊施設事業者又は宿泊施設名と一致するか。
- 12 対象の範囲外の内容が含まれていないか。
- 13 領収書に宛名が記載されている場合、申請者と一致するか。
- 14 口座名義のフリガナが付されているか。

私は、申請書類一式がすべて揃っていること、記載内容に誤りがないことを確認しました。

〔申請者〕

住所 〒 ○○○-○○○
鹿児島県○○市○丁目○-○○

名称及び代表者 株式会社○○○
職・氏名（個人の場合は氏名） ○○○○○

担当者 ○○○○○

電話番号 099-○○○-○○○

記入例（宿泊施設事業者用）
【小規模支援事業】

令和2年〇月〇日

鹿児島県感染防止対策支援事業事務局 殿

住 所 鹿児島県〇〇市〇丁目〇-〇〇

申請者 名 称 株式会社〇〇〇〇

代表者名 〇〇〇〇〇〇

施 設 名 〇〇〇ホテル

印

※複数の宿泊施設を営んでいる場合、申請しようとするすべての宿泊施設名を記入する。

※法人の場合は会社の代表者印、個人の場合は個人印を押印する。
※営業許可証を受けている者と申請者は同一とする。
(実態が異なっている場合、追加資料が必要となります。)

鹿児島県宿泊施設感染防止対策支援事業費（小規模）
交付請求書

鹿児島県宿泊施設感染防止対策支援事業（小規模支援事業）
付くださるよう、鹿児島県補助金等交付規則第3条及び
（小規模支援事業）補助金交付要綱第8条の規定により、
記誓約事項のとおり誓約します。

なお、補助金の額が決定した場合は、本申請をもって、確定した額を交付されたく請求します。

記

1 関係書類

- (1) 旅館業法の許可書の写し、又は住宅宿泊事業法の標識の写し
- (2) 補助対象経費の支払証拠書類（レシート、領収書等の写し）
- (3) 通帳等の写し（口座情報が記載されているページ）

2 事業実績報告（収支予算）

(1) 支出の部（事業経費）

レシート等番号→ナンバリングしたレシート等に記入したナンバーを記入。
支 払 日→レシート等に記載のある支払日を記入。
支 出 先→レシート等に記載のある購入先を記入。

レシート等 番号	支払日	支出先	補助対象経費 税抜金額（円）
①	7/10	〇〇電機	550,000
合 計			<u>A</u> 550,000

※(1) 支出の部の合計と(2) 収入の部の合計は必ず一致させる。

(次ページへ続く)

(2) (補助対象経費に対する) 収入の部

財 源	金 額 (円)
県補助金 3 交付申請額と一致	400,000
国・市町村等補助金 (○○○市感染防止対策支援補助金)	B 100,000
自己資金	50,000
その他 ()	
合 計	550,000

※1,000円未満は切り捨てる。

3 補助金の申請額

交付申請額 (1,000円未満切り捨て)	400,000 円 (※)
----------------------	---------------

(※) (**A** 550,000 円 - **B** 100,000 円)

= **450,000 円** と補助上限額 (小規模: 40万円×施設数) を比較して低い額

【 事務局記載欄 】 *

※記入しないでください。

交 付 決 定 額	*	円	担 当 者 印
--------------	---	---	------------

< 誓約事項 > 以下のとおり誓約します

※漏れなくチェック☑してください。

※チェック欄 (誓約の場合、☑にチェックを入れてください。)

- 申請書及び添付書類の記載事項に虚偽はありません。
- 虚偽の申請等を行ったことが判明した場合には補助金を返還します。
- 過去に当該補助金の交付を受けたことがありません。
- 申請する宿泊施設を運営する事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、鹿児島県暴力団排除条例 (平成26年条例第22号) 第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団関係者に該当せず、かつ将来にわたっても該当しません。また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団等が、申請する宿泊施設の経営に事実上参画していません。

4 振込先口座

金融機関名	○○○	1. 銀行 2. 金庫 3. 信組 4. 農協 5. その他 ()	○○	本店・支店・出張所 本所・支所・代理店 店番
預金種目	普通・当座	口座番号	1 1 1 1	1 1 1
フリガナ	○○○○カブシキガイシヤダイヒヨウトリシマリヤク○○○○			
口座名義	○○○○株式会社 代表取締役○○○○			

※振込口座は、法人又は個人口座のみ。

※口座名義及びフリガナは、通帳見開き1ページ目に記載のとおり記入する。

5 連絡先

担当者 連絡先	所属部署	株式会社○○○○	担当者職・氏名	○○○ ○○○○
	電話番号	099-○○○-○○○○	FAX番号	099-○○○-○○○○
	E-mail	○○○○@○○○○○○○○○○		

※連絡がとれる正確な情報を記入する。

添付書類例（宿泊施設事業者用）

【小規模支援事業】

※ 領収証に金額内訳がない場合（領収証+納品書や請求書等の明細が分かるものを添付）

※交付申請書 2(1)支出の部（事業経費）の「レシート等番号」欄に対応する丸付き数字を記入する。

①

領収証

株式会社〇〇〇〇 様
 領収日 2020年7月10日
 ￥704,440円
 （うち消費税64,040円）
 上記の金額正に領収致しました
 〇〇電機

※補助対象経費となる品目を○や色付け等で明示し、補助対象経費一覧の該当する「コード」を記入する。

①

納品書

株式会社〇〇〇〇 様

2020年07月01日

〇〇電機

商品名	数量	単価	金額	備考
空気清浄機	50	11,000	550,000	○
掃除機	1	55,000	55,000	
炊飯器	1	35,400	35,400	
		小計	640,400	
		消費税	64,040	
		合計	704,440	

505

550.000

※補助対象経費となる品目の合計額を記入する。品目毎の金額が税込価格表示の場合は、合計額の下にかっこ書きで合計額÷1.1（小数点以下切り上げ）の金額を記入する。

添付書類例（宿泊施設事業者用）

【小規模支援事業】

※レシートや金額入りの領収証の場合

※交付申請書 2(1) 支出の部（事業経費）の「レシート等番号」欄に対応する丸付き数字を記入する。

①

〇〇電機
〇〇店 TEL000-000-0000

領収証

2020年7月10日

株式会社〇〇〇〇 様

¥704,440

※補助対象経費となる品目を○や色付け等で明示し、補助対象経費一覧の該当する「コード」を記入する。

上記正に領収しました（消費税等64,040円を含みます）

505	内税	空気清浄機	¥605,000
		50コ×単12,100	
	内税	掃除機	¥60,500
		1コ×単60,500	
	内税	炊飯器	¥38,940
		1コ×単38,940	
605.000円		合計	¥704,440
(550.000円)		(内税	¥64,040)
	お預り	¥705,000	
	お釣り	¥560	

※補助対象経費となる品目の合計額を記入する。品目毎の金額が税込価格表示の場合は、合計額の下にかっこ書きで合計額÷1.1（小数点以下切り上げ）の金額を記入する。

添付書類例（宿泊施設事業者用）

【営業許可書】

許 可 書

指令

住所

氏名

平成18年8月24日付けで申請のあつた旅館業営業については、旅館業法第3条第1項の規定により、次のとおり条件を付して許可します。

平成18年9月12日

名瀬保健所長

印

営業施設

- 1 の所在地
- 2 名 称
- 3 構 造
- 4 営業の種類
- 5 条 件

(教示)

この処分について不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の定めるところによりこの書面を受けた日の翌日から起算して60日以内に知事に対して異議申立てをし、又は行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところによりこの書面を受けた日の翌日から起算して6月以内に県を被告として（訴訟において県を代表する者は知事となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

※営業許可証の内容が
変更している場合、追
加が必要となる書類

添付書類例（宿泊施設事業者用）
【営業許可書の追加書類】



第9号様式（第4条関係）

旅館業営業許可申請書記載事項変更届

鹿児島県知事 殿

事業者氏名

次のとおり申請書の記載事項を変更したので、旅館業法施行細則第4条の規定により届け出ます。

1 営業者（法人にあっては、括弧内の事項について記入すること。）	
（法人の名称）	
（事務所所在地）	
住 所	
氏 名	
（代表者の氏名）	
2 営業施設	
所 在 地	
名 称	
3 許可年月日及び 許 可 番 号	
4 変更前	
5 変更後	
備 考	

※必ず鹿児島県
又は市町村の押
印があるものを
提出する。

- (注) 1 変更事項を証する関係図面等を添付すること。
2 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。

添付書類例（宿泊施設事業者用）
【営業許可書の代わりとなる書類】

※営業許可証を紛失し
ていた場合、保健所が許
可証の代わりとして証
明する書類。

証 明 願

平成22年 5 月 24 日

鹿児島市保健所長 殿

願人の住所

氏 名

次の事項について証明願います。

1. 営業者の住所
2. 営業者の氏名
3. 営業の種別
4. 営業所の所在地
5. 営業施設の名称
6. 許可年月日
7. 許可番号

印

上記のとおり旅館業法第3条第1項の規定により営業を許可されていることを
証明する。

平成22年 5 月 24 日

鹿児島市保健所長

印

添付書類例（宿泊施設事業者用）

【届出の標識】

住宅宿泊事業（民泊）
Private Lodging Business



【届出済】
CERTIFIED

届出番号

Number

届出年月日

Date of Notification

鹿児島県知事

印